

ジェットロ仮訳

※本資料は JICA の協力により作成され、ジェットロで確認した仮訳の部分を含みます。
情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資
料で提供した情報などの正確性についてジェットロ・JICA が保証するものではないこ
とを予めご了承下さい。

インドネシア共和国官報

2016 年 第 252 号、 法律、商標、地理的表示、失効、（インドネシア共和国
官報 2016 年第 5953 号の説明）

商標及び地理的表示に関する

インドネシア共和国法律

2016 年第 20 号

偉大なる神の恩恵により、

インドネシア共和国大統領は、

次を考慮し：

- a. ビジネスグローバル化の時代、批准している国際条約に沿った商標と地理的表示法が果たす役割は、健全な競争、公平性、消費者保護、並びに国内のマイクロビジネス、中小企業及び産業を保護する上で非常に重要なものとなった；
- b. 地方、国家、地域、国際的な経済発展、並びに情報とコミュニケーション技術の発展に対応するにあたって、産業界、商業界、投資界に更なるサービスの向上と法的確実性を与えるため、商標及び地理的表示分野でのより適切な法をもって支援する必要性が生じた。

- c. 商標法 2001 年第 15 号は、未だ欠点が多く、商標及び地理的表示分野における、地域社会発展のニーズ又は地域及び国内経済の潜在性への対応が不十分であり改正が必要となった；
- d. a 項 b 項 c 項にいう考慮事項に基づき、商標及び地理的表示に関する法律の制定が必要である；

基となる法規　：

- 1. インドネシア共和国憲法 1945 年第 5 条 (1) 項、第 18A 条 (2) 項、第 18B 条 (2) 項、第 20 条、及び第 33 条；
- 2. 世界貿易機関設立協定 (WTO 協定) の批准に関する法律 1994 年第 7 号、(インドネシア共和国官報 1994 年第 57 号、官報追記第 3564 号) ；

インドネシア共和国
国民代表議会と大統領の合意により

以下が決定された；

商標及び地理的表示に関する法律

第 I 章

一般規程

第 1 条

本法では次の意味で使用される：

- 1. 商標とは、個人又は法人によって生産された商品/サービスを提供する際、それらの出所を識別させるためのマークで、グラフィックイメージ、ロゴタイプ、名称、単語、文字、数字、色の組合せといった平面や立体、音声、ホログラム、又はそれらの要素が二つ以上組合さった形で表示される。
- 2. 商品商標とは、個人又は複数の者が共同で又は法人によって取引される商品が、同類の他の商品とを区別できるよう使用される商標をいう。
- 3. サービス商標とは、個人又は複数の者が共同で又は法人によって使用されるサービスが、他の同類のサービスと区別できるよう使用される商標をいう。

4. 団体商標とは、団体又は法人によって共同で取引される商品/サービスの性質や一般的な特性、品質、管理が、他の同類の他の商品/サービスと区別できるよう使用されるマークである。
5. 商標権とは国家から登録された商標の所有者に与えられる、一定期間中、自らがその商標を使用するまたは他者に使用を許可することが出来る独占的な権利である。
6. 地理的表示とは商品/製品の出所を示すマークで、生産された商品/製品の評判、品質、及び特性が、自然的要因、人為的要因、又はそれらの組合せを含む地理的環境に由来することを示す。
7. 地理的表示権とは、地理的表示保護が与えられた根拠となる評判、品質、特性の存在する間、登録対象の地理的表示権利保有者に対して国家から与えられる独占的な権利である。
8. 出願とは、大臣宛に商標又は地理的表示の登録を求めることである。
9. 出願人とは、商標又は地理的表示の登録を出願する当事者をいう。
10. 地理的表示の使用者とは、登録された地理的表示権の所有者から、その表示を使用した商品の加工・市場化の権限を受けた者をいう。
11. 地理的表示の説明文書とは、地理的表示が出願された製品や商品の評判、品質、特性を含む関連情報が記載されている文書である。
12. 審査官とは商標審査官のことで、商標登録出願の実体審査を行うため、官吏として大臣より専門性により任命され、また解任される。
13. 代理人とは、インドネシア共和国領域内に居住する又は定住する、知的財産コンサルタントをいう。
14. 知的財産コンサルタントは、知的財産コンサルタントとして登録された知的財産分野の専門家であり、具体的には知的財産の出願手続き分野でのサービスを提供する者である。
15. 地理的表示専門家チームは、地理的表示説明文書の評価を行うための専門性を持つ者より構成され、大臣に対して、国内の地理的表示の登録、変更、取下げ、技術的指導・監督に関連する考察/推薦を与える。
16. 出願日とは出願書が最低限の要件を満たし、受理された日付である。
17. 優先権とは、工業所有権の保護に関するパリ条約又は、世界貿易機関を設立する協定に参加した国からの出願を行うことが出来る出願人の権利で、これらの国際協定に基づき定められた期間内に出願が行われている限り、最初に

出願を行った国における出願日が、これら 2 つの条約のいずれかの参加国である目的国においても優先日として受理が認められる権利である。

18. ライセンスとは、登録された商標の所有者によって与えられた、法規に沿って書面による契約に基づき、登録された商標を第三者が使用することの出来る許可をいう。
19. 人とは、個人又は法人をいう。
20. 大臣とは、法務分野の政務を執行する大臣をいう。
21. 送達日とは、消印日又は電子メールでの送信日をいう。
22. 日数は営業日で計算する。
23. 商標審判委員会とは、法務分野の政務を執行する省庁環境内にある、独立した専門機関である。
24. 商標官報は、本法に従った商標に関する規定の掲載を含み、電子/非電子媒体を介し、大臣によって定期的に発行される公式メディアである。

第 II 章

商標の範囲

第 2 条

- 1) 本法の範囲には次が含まれる；
 - a. 商標；及び
 - b. 地理的表示
- 2) 1) 項 a 項にいう商標には次のものが含まれる：
 - a. 商品商標；及び
 - b. サービス商標
- 3) 保護対象の商標とは、個人又は法人によって生産された商品/サービスを提供する際、それらの出所を識別させるための、グラフィックイメージ、ロゴタイプ、名称、単語、文字、数字、色の組合せといった平面や立体、音声、ホログラム、又はそれらの要素が二つ以上組合さった形の商標より成立つ。

第 3 条

商標権は、登録された後に発生する。

第 III 章

商標登録の出願

第一部

出願の要件と手続き

第 4 条

- 1) 商標登録出願書は、出願人又は代理人から大臣宛に、電子又は非電子媒体を通してインドネシア語で提出する。
- 2) 1) 項にいう出願書には次が記載されていること：
 - a. 出願日；
 - b. 出願人の氏名、国籍、住所；
 - c. 代理人を介して出願する場合は、その氏名と住所；
 - d. 出願する商標に色の要素が使用されている場合はそれを記す；
 - e. 優先権を利用して出願される場合、最初に出願した国名と出願日
 - f. 商品/サービスの区分並びに種類の説明
- 3) 出願書には出願人又は代理人が署名すること；
- 4) 1) 項にいう出願書には、商標見本と手数料支払い証明書が添付されていること
- 5) 手数料は、商品/サービスの区分によって定められる。
- 6) 4) 項にいう商標が立体形状である場合は、その商標の形状の特性を現した商標見本を添付すること。
- 7) 4) 項にいう商標が音声の場合は、楽譜と録音の形の商標見本を添付すること。
- 8) 1) 項にいう出願には、登録を出願する商標の所有宣言書が添えられていること。
- 9) 5) 項にいう手数料の更なる明細な規定については、政令によって定められる；

第 5 条

- 1) 一つの商標に対し複数の出願人によって連名で出願を行う場合は、出願人全員の氏名を記載し、そのうち一つの住所を出願人住所として選択すること。
- 2) 1) 項にいう出願書は、出願者のうち一名が署名し、その他の出願者の承諾書を添付すること。
- 3) 1) 項にいう出願で、出願人のひとり又はそれ以上が、海外に居住する外国人国籍、又は外国資本法人である場合は代理人を通すこと。
- 4) 1) 項にいう出願が代理人を通して行われる場合、委任状には当該商標に対する権限を持つ者全員の署名があること。

第6条

- 1) 一つの出願で、一つ以上の区分に属する商品/サービスの出願を行うことが出来る。
- 2) 1) 項にいう出願には、登録を出願する商品/サービスの種類が属する区分について明記すること。
- 3) 商品/サービスの区分に関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第7条

- 1) インドネシア共和国領域外に居住する出願人の商標出願及び関連手続きは、代理人を介して行うこと。
- 2) 1) 項にいう出願人は、インドネシアにおける法定住所として、代理人住所を選択し明示すること。

第8条

第4条～第6条に記載した出願の要件と手続きに関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第二部

優先権を伴う登録出願

第9条

優先権を伴う出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国又は世界貿易機関設立のための協定に参加する他国における最初の商標登録出願受理日から起算して、遅くとも6カ月間以内に行われること。

第10条

- 1) 第4条～第7条にいう規定を満たす他、優先権を伴う出願には、当該優先権が発生した最初の商標登録出願の受理証明書を備えること。
- 2) 1)項にいう優先権書類は、インドネシア語に翻訳されていること。
- 3) 第9条にいう優先権を伴う出願の権利が消滅した後、1)項、2)項の規定が3カ月以内に満たされない場合、その出願は優先権なしで手続きが継続される。

第三部

商標登録要件具備の審査

第11条

- 1) 出願は、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、及び第10条に記載した、全ての商標登録要件の具備を満たした上で行うこと。
- 2) 第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、及び第10条に記載した要件の不備があった場合は、受理日から起算して30日間以内に出願人に通知され、出願人は通知を受けた日付から2カ月以内にそれらの不備を治癒すること。
- 3) 第10条にいう要件不備の治癒期間は、優先権を伴う出願期間が満了した日付から3カ月以内である。
- 4) 2)項及び3)項にいう出願要件具備が、自然災害や不可抗力の事態により、治癒することが出来ない場合、出願人又は代理人は書面をもって、要件具備治癒期間の延長を申請することが出来る。

第 12 条

第 11 条 2) 項にいう要件を期間内に満足することができなかつた場合、大臣は出願人又は代理人宛に、出願が取下げとみなされたことを文書によって通知する。

第四部

出願受理日

第 13 条

- 1) 出願の最低限の要件が満たされた日付が受理日となる。
- 2) 1) 項にいう最小限の要件とは次より成立つ；
 - a. 完全に記入された出願フォーム
 - b. 商標見本；及び
 - c. 手数料支払証明書

第五部

出願公告

第 14 条

- 1) 大臣は、第 13 条にいう登録出願が受理された日付から 15 日以内に、商標官報上で当該出願についての公告を行う。
- 2) 1) 項にいう商標官報上での公告は、2 カ月間継続して行う。
- 3) 2) 項にいう商標官報は、電子/非電子媒体を介して、大臣により定期的に発行される。

第 15 条

公告には次の事項が記載される：

- a. 出願人の氏名と住所，代理人が出願を行う場合は代理人の氏名と住所；
- b. 商品/サービスの区分と種類

- c. 受理日；
- d. 優先権を伴う出願の場合は、最初の出願国名と出願受理日；
- e. 商標見本、色彩に関する説明、外国語やラテン文字以外の文字、数字、などインドネシアで通常使用されない表示である場合は、ラテン語綴りで読み方も記載する。

第六部

異議申立て及び答弁

第 16 条

- 1) 第 14 条にいう公告期間中、何人もそれぞれ大臣宛の書面で手数料を支払い、当該の出願に異議を申立てることができる。
- 2) 1) 項にいう異議申立ては、出願されている商標が本法に基づき、登録不可能又は拒絶されるべきであることが、証拠を伴う十分な理由がある場合に申立てることが出来る。
- 3) 1) 項にいう異議申立てがあった場合、異議申立受理日から起算して 14 日間以内に、当該異議申立書の写しが出願人又は代理人宛に送達される。

第 17 条

- 1) 出願人又は代理人は、第 16 条にいう異議申立てに対する答弁書を提出する権利を持つ。
- 2) 1) 項にいう答弁書は、大臣によって異議申立書の写しが送達された日付から起算して 2 カ月間以内に書面で提出されること。

第七部

商標登録出願の修正と取下げ

第 18 条

出願書の修正は、出願人又は代理人の氏名/住所記載についてのみ許可される。

第 19 条

- 1) 大臣より商標証書又は拒絶書が発行される前であれば、出願人又は代理人側から出願を取下げることが可能である。
- 2) 1) 項にいう取下げが代理人によって行われる場合は、取下げのための特別な委任状に基づいて行うこと。

第 IV 章

商標登録

第一部

登録できない商標、拒絶される商標

第 20 条

次の商標は登録できない：

- a. 国家のイデオロギー、法規、道徳規範、宗教、倫理、公序良俗に反するもの；
- b. 登録対象の商品/サービスと同じ名称、これを説明するもの、又はその単なる言及に過ぎないもの；
- c. 登録対象の商品/サービスの出所、品質、形式、サイズ、種類、又はその使用目的について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの、又は同類の商品/サービスに対し保護対象となっている植物品種の名称。
- d. 生産された商品/サービスの品質、便宜又は効能と一致しない情報を含んでいる。
- e. 識別性を有する特徴がないもの；
- f. 一般名称、公有財産の象徴となっているもの；

第 21 条

- 1) 商標の要部又は全体が、次のいずれかと類似する場合、出願は拒絶される；
 - a. 同類の商品/サービスに関して既に登録又は出願されている、他者の所有する商標；
 - b. 同類の商品/サービスに関して、他者の所有する周知商標；
 - c. 特定の条件を満たす、同じ種類ではない商品/サービスに関して他者の所有する周知商標；又は
 - d. 登録済みの地理的表示
- 2) 次に該当する商標は拒絶される；
 - a. 有名人の名前、略称、写真又は他者が所有する法人の名称に相当する、又はこれと類似するもの。但し、正当な権利者の書面による同意がある場合を除く。
 - b. 国家又は国内もしくは国際機関の名称又は略称、旗、紋章、シンボル又は象徴を模倣する、又はこれと類似するもの。但し、管轄当局の書面による同意がある場合を除く；
 - c. 国家又は政府機関によって使用される公的な標識、印章又は証印を模倣する、又はこれと類似するもの。但し管轄当局の書面による同意がある場合を除く。
- 3) 出願人が悪意をもって提出した商標出願は拒絶される。
- 4) 1) 項 a 項～c 項までにいう、商標出願の拒絶に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。

第 22 条

登録商標で後に一般名称となったものについては誰でも、その一般名称に識別可能な要素のある言葉を加えて出願することが可能である。

第二部

商標の実体審査

第 23 条

- 1) 実体審査とは、商標登録出願に対し、審査官が行う審査である。
- 2) 第 16 条及び第 17 条にいう異議申立て又は答弁は全て、1) 項にいう実体審査において考慮対象とされる。
- 3) 公告期間満了日から起算して 30 日間以内に異議申立てが提起されなかった場合、出願の実体審査が実施される。
- 4) 第 17 条にいう答弁書の提出期限最終日から起算して 30 日以内に、異議申立てが提起された場合、出願の実体審査が実施される。
- 5) 3) 項、4) 項にいう実体審査は、最長で 150 日以内に完了する。
- 6) 実体審査実施のための必要に応じて、審査官以外の商標審査専門家を配置することが出来る。
- 7) 6) 項にいう商標審査専門家によって行われた実体審査結果は、大臣の承認によって、審査官によって行われた実体審査結果と同等とみなすことが出来る。
- 8) 6) 項にいう、審査官以外の商標審査専門家に関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第 24 条

- 1) 審査官が、出願を登録可能であると決定すると、大臣は：
 - a. 当該商標を登録する；
 - b. 当該商標が登録されたことを出願人又は代理人に通知する；
 - c. 商標証書を発行する；及び
 - d. 当該商標の登録を、電子及び非電子媒体の商標官報上で公表する。
- 2) 審査官が、出願を登録不可能である又は拒絶すると判断した場合、大臣は出願人又は代理人に、拒絶理由通知書を送る。
- 3) 出願人又は代理人は、2)項にいう通知書を受け取った日付から 30 日以内に、その応答の理由を記載した応答書を提出することが出来る。
- 4) 出願人又は代理人が、3) 項にいう応答書を提出しなかった場合、大臣は当該出願の拒絶を決定する。
- 5) 3)項にいう応答書を 出願人又は代理人が提出し、審査官がその応答書を検討可能であると判断した場合、大臣は 1) 項に記載した規定を実施する。
- 6) 出願人又は代理人が 3)項にいう応答書を提出し、審査官がそれを検討不可能であると判断した場合、大臣はその出願の拒絶を決定する。

- 7) 4) 項及び 6) 項にいうような拒絶は、その理由を記載した文書により、出願人又は代理人に通知される。
- 8) 第 16 条にいう異議申立てのある場合、大臣は登録又は拒絶の通知書の写しを、当該異議申立ての提起者宛てに送達する；

第 25 条

- 1) 商標が登録されると、大臣により商標証書が発行される。
- 2) 1) 項にいう商標証書には次が記載されている；
 - a) 登録商標所有者の氏名と住所；
 - b) 代理人を通して出願された場合は、代理人の氏名と住所；
 - c) 受理日
 - d) 優先権を使用して出願された場合は、最初に出願が受理された日付と国名；
 - e) 登録された商標の区分、色彩要素を使用している場合はその色彩、外国語、英文字以外の文字、又はインドネシア語では通常使用されない番号、英文字と数字、並びに英文字での綴りと発音；
 - f) 登録番号と日付；
 - g) 登録された商品/サービスの区分と分類；
 - h) 登録商標の有効期限
- 3) 発行済みの商標証書が、その発行日から起算して 18 カ月間以内に受領されなかった場合、当該登録商標は取下げられたとみなされ、抹消される。

第 26 条

各当事者は、登録商標の公式抜粋証明書を有料で申請することが出来る。

第三部

商標の修正

第 27 条

- 1) 第 25 条にいう商標証書に誤りがあった場合、登録商標の所有者又は代理人は大臣宛に修正申請書を無料で提出することが出来る。
- 2) 出願人による出願の誤りが原因で、登録商標の誤りがあった場合の修正手続きは有料である。
- 3) 1) 項、2) 項にいう証書の修正に関する更なる詳細な規定は大臣令によって定められる。

第四部

審判請求

第 28 条

- 1) 第 20 条又は第 21 条にいうような理由に基づく出願の拒絶査定に対しては、審判請求を提出することが出来る。
- 2) 審判請求は有料で、出願人又は代理人から商標審判委員会宛に書面を提出し、その写しは大臣に届けられる。
- 3) 審判請求書は、拒絶査定に対する不服の理由を添え、完全に説明した上で提出すること。
- 4) 3) 項にいう理由は拒絶された出願を改善又は補足するためのものではないこと。

第 29 条

- 1) 拒絶された出願に対する審判請求は、拒絶査定の送達日から数えて 90 日以内に提出されること。
- 2) 1) 項にいう審判請求が提出されなかった場合は、拒絶査定が出願者により受入れられたものとみなされる。

第 30 条

- 1) 商標審判委員会の決定は、審判請求書が受理された日付から 3 カ月以内に与えられる。

- 2) 商標審判委員会によって審判請求が認められた場合、大臣は第 24 条に記載した通り商標証書を発行し、出願人又は代理人に与える。
- 3) 商標審判委員会が審判請求を棄却した場合、出願人又は代理人は当該拒絶審決の受領日から起算して 3 カ月以内に、商事裁判所に審判請求棄却審決に対する訴訟を起こすことが可能である。
- 4) 3) 項にいう商事裁判所における判決に対しては、最高裁判所に上告することが可能である。

第 31 条

国家のイデオロギー、法規、道徳、宗教、公序良俗、に反する登録商標について、商標審判委員会は大臣に抹消を求める推薦状を発行する。

第 32 条

出願と審査の手続き、並びに第 28 条から第 31 条にいう商標審判委員会の審判に関する更なる明細な規定は政令により定められる。

第五部

商標審判委員会

第 33 条

- 1) 商標審判委員会の構成は；
 - a. メンバー兼委員長
 - b. メンバー兼副委員長
 - c. 商標分野の専門家メンバー
 - d. シニア審査官メンバー
- 2) 1) 項にいう商標審判委員会メンバーは 30 人以内で、そのうち 15 人が大臣によって指名・解任される商標専門家で任期は 3 年である。
- 3) 委員長と副委員長は商標審判委員会メンバーによって選出される。

- 4) 審判請求に対する審理を行うために、商標審判委員会は最低 3 名の奇数人数の審査官のチームを設置する。そのうちの一名は、請求に対する実体審査を行わないシニア審査官である。

第 34 条

第 33 条にいう商標審判委員会の、委員の任命、組織構成、任務、及び機能についての要件と手順に関する更なる明細な規定は政令により定められる。

第六部

商標の存続期間と登録更新

第 35 条

- 1) 登録商標には、受理日から 10 年間の法的保護期間がある。
- 2) 1) 項にいう保護期間は、同期間の更新が可能である。
- 3) 2) 項にいう更新の申請は、商標所有者又は代理人によって、登録商標の保護期間が満了する 6 カ月前までに、電子又は非電子媒体を通して、インドネシア語で有料の登録を行うこと。
- 4) 2) 項にいう更新申請は、当該商標保護期間が満了した後も、手数料と更新遅延手数料を支払えば最長 6 カ月間迄の提出が可能である。

第 36 条

申請者が次の証明書を添えて提出し、更新申請書は承認される：

- a. 当該商標が、商標証書に記載された商品/サービスで継続して使用されていること；及び
- b. a 項にいう商品/サービスが、現在も生産/販売されていること；

第 37 条

- 1) 更新申請は、第 36 条にいう規定を満たさなかった場合に拒絶される。

- 2) 1) 項にいう更新申請の拒絶は、その理由を記載した文書によって商標所有者に又は代理人に通知される。
- 3) 2) 項にいう更新の拒絶に対し、商標審判委員会宛に審判請求を起こすことが可能である。
- 4) 第 28 条～第 30 条にいう審判に関する規定は、更新申請の拒絶に準用される。

第 38 条

- 1) 事業体又は法人のロゴやエンブレムといった登録商標の更新については、当該商標登録の更新に関する訴訟が起こされていない場合に限り、第 35 条から第 37 条にいう手順を必要とせず、登録商標保護期間が終了する 6 カ月前迄に、商標登録の更新手数料を支払えばよい。
- 2) 1) 項にいう訴訟が発生した場合には、登録商標の更新申請登録の査定は、確定判決が下された後に行われる。

第 39 条

- 1) 登録商標保護期間の更新は、商標官報に記録され公告される。
- 2) 1) 項にいう登録商標の保護期間の更新は、商標の所有者又は代理人に書面によって通知される。
- 3) 1) 項、2) 項にいう登録商標保護期間更新申請の条件と手順に関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第 40 条

- 1) 登録された商標所有者の氏名/住所の記載変更申請は、手数料を払い、当該の変更を証明する正式な抄本を添えて大臣宛に提出すること。
- 2) 1) 項にいう氏名/住所の変更は、登録商標出願プロセス中においても行うことが可能である。
- 3) 1) 項にいう、商標所有者の氏名/住所の変更は、商標官報にて公告される。
- 4) 1) 項～3) 項にいう氏名/住所の記載変更申請の条件と手順に関する更に詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第V章

商標権の移転とライセンス

第一部

商標権の移転

第41条

- 1) 登録商標の権利は次の理由により、譲渡・移転することが出来る；
 - a. 相続；
 - b. 遺言；
 - c. 寄贈；
 - d. 供与；
 - e. 契約；又は
 - f. 法規により正当化されるその他の理由
- 2) 同類の商品・サービスのための実質的又は全体的に類似する複数の商標権の所有者による登録商標権の移転は、当該登録商標の全てを同じ相手に移転させる場合に限り可能である。
- 3) 1) 項、2) 項にいう登録商標権の移転は、大臣宛に移転登録申請を行う。
- 4) 3) 項にいう移転登録申請には、説明文書が添えられること。
- 5) 3) 項にいうような登録済みの商標権の移転は商標官報上で公告される。
- 6) 移転登録されていない登録商標権の移転は、第三者に法的影響を与えない。
- 7) 1) 項にいう商標権移転登録は有料である。
- 8) 1) 項にいう商標権の移転は、商標登録出願プロセスにおいて行うことが出来る。
- 9) 1) 項～8) 項にいう商標権移転登録の要件と手順に関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第二部

ライセンス

第 42 条

- 1) 登録された商標の所有者は、当該商標の一部又は全ての種類の商品/サービスに使用するためのライセンスを他者に与えることが出来る。
- 2) 特別な合意がある場合を除き、ライセンス契約はインドネシア共和国全土において有効である。
- 3) ライセンス契約は、手数料の支払いと大臣宛の登録申請提出が必要である。
- 4) 3) 項にいうライセンス契約は、大臣により記録され商標官報で公告される。
- 5) 未記録のライセンス契約は第三者に法的影響を与えない。
- 6) ライセンス契約には、直接又は間接的にインドネシア国の経済に損害をもたらすような条項や、技術を習得し発展させる国民の能力育成を阻むような制限条項が含まれていてはならない。

第 43 条

第 42 条にいう第三者にライセンス供与した登録商標所有者は、自らの当該商標の使用を継続し又、第三者に供与することが出来る。但し、特別の約束がある場合を除く。

第 44 条

ライセンシーによるインドネシア共和国領域内における登録商標の使用は、商標所有者がインドネシア共和国領域内で当該商標を使用する場合と同等とみなす。

第 45 条

第 42 条 3) 項にいうライセンス登録の要件と手順に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。

第 VI 章

団体商標

第 46 条

- 1) 団体商標の登録出願は、当該商標が団体商標として使用されることが確実に証明される場合に限り受入れられる。
- 2) 出願の際には、1)項にいう団体商標の使用先の確認の他に、当該商標の使用規則の写しを添えること。
- 3) 2) 項にいう団体商標の使用規則には最低限、次に関する規則が含まれていること。
 - a. 製造、販売する商品/サービスの特性、一般的特徴や性質；
 - b. 団体商標使用の監視について
 - c. 団体商標の使用規則違反に対する罰則について；
- 4) 政府は、中小零細企業を活性化させる目的で、それらの事業発展や公共サービスの向上に役立つ団体商標を登録することが出来る。

第 47 条

団体商標の登録申請に対しては、第 4 条～第 7 条、第 46 条、に記載する形式的要件の審査が行われる。

第 48 条

団体商標申請の実体審査は、第 23 条と第 24 条に記載した規定に従って実施される。

第 49 条

- 1) 登録された団体商標権の移転については、大臣宛に有料で記録を申請すること。
- 2) 1) 項にいう権利の移転記録は、商標官報に掲載され公告される。

第 50 条

登録された団体商標は、登録されたコミュニティによってその目的のために使用し、ライセンス化して第三者に供与することは出来ない。

第 51 条

第 46 条～第 50 条にいう団体商標に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。

第 VII 章

国際商標の登録出願

第 52 条

- 1) 国際商標登録出願は次の形で行うことが出来る；
 - a. インドネシアから国際機関への出願は大臣を通して行う；又は
 - b. 指定国の一つとしてインドネシア宛に出願する場合は、国際機関から大臣が受けることによって行う。
- 2) 1) a 項にいう国際商標登録出願を行えるのは次のような出願人に限られる：
 - a. インドネシア国籍を持つ出願人
 - b. インドネシア共和国領域内に法的に居住する出願人；又は
 - c. インドネシア共和国領域内における製造又は商業事業活動を行う出願人。
- 3) 2) 項にいう出願人は、国際商標登録出願の基礎となるインドネシアの商標登録を出願している又は所有する者であること。
- 4) 国際商標登録出願に関する更なる詳細な規定は、マドリッド協定議定書に基づき、政令によって定められる。

第 VIII 章

地理的表示

第 53 条

- 1) 地理的表示は、大臣によって地理的表示が登録された後に保護を受ける。

- 2) 1) 項にいう保護を受けるため、出願人は大臣宛に地理表示を出願すること。
- 3) 2) 項にいう出願人は次のような者であること；
 - a. 次の製品/商品を事業とする特定の地理的領域の地域社会を代表する機関
 1. 天然資源；
 2. 手工芸品；
 3. 工業製品；
 - b. 州や県/市の地方行政機関
- 4) 第 14 条～第 19 条に記載した、公告、申立て、答弁、取下げについては、必要な語句を置き換えて地理的表示登録の出願にも適用される。

第 54 条

- 1) インドネシア共和国領域外に居住する出願人が出願する場合は、インドネシアの代理人を通すこと。
- 2) 1) 項にいう出願で登録が許可されるのは、母国政府で有効な法律の規程に従い承諾を受け登録されている地理的表示に限られる。

第 55 条

- 1) 地理的表示は、国際条約に基づいて登録することも可能である。
- 2) 第 54 条にいう海外からの地理的表示登録に関する更なる詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第 IX 章

地理的表示の登録

第一部

第 56 条

- 1) 次の地理的表示の登録申請は受け入れられない；
 - a. 国家のイデオロギー、法規、道徳、宗教、公序良俗、に反するもの；

- b. 評判、品質、特性、原産地、製造過程、使用方法、に関して、公衆を惑わせ、欺くもの；
 - c. 植物品種として使用されている名前で、同類の植物品種に使用される名前、ただし、同類の地理的表示の要因を示す追加語句がある場合を除く。
- 2) 次の地理的表示の出願は拒絶される。
- a. 地理的表示説明文書がその正当性を証明できない場合；及び
 - b. 既に登録されている他の地理的表示と全体的に類似している場合。

第 57 条

- 1) 第 56 条 2) 項にいう拒絶に対しては、商標審判委員会に審判を請求することが出来る。
- 2) 第 28 条～第 32 条にいう審判に関する規定は、1) 項にいう審判請求について準用する。

第二部

地理的表示の実体審査

第 58 条

- 1) 地理的表示の実体審査は、地理的表示専門家チームによって行われる。
- 2) 第 23 条～第 26 条にいう商標の実体審査に関する規定は、1) 項にいう実体審査について準用する。

第 59 条

- 1) 第 58 条 1) 項にいう地理的表示専門家チームは独立したチームで、地理的表示説明文書の評価を行い、登録、変更、抹消、に関して、大臣に考慮/推薦を与え、国内の地理的表示を監視する。
- 2) 1) 項にいう地理的表示専門家チームの人数は 15 人以内で、次のような背景を持つ地理的表示分野での技能を持つメンバーより成立つ。
 - a. 大臣の代理人；

- b. 農業、工業、商業、分野の問題を担当する省庁、又はその他の関連省庁、からの代表；
 - c. 商品の品質の監視・審査を行う権限を持つ政府機関又は機関の代表；
又は
 - d. その他の資格ある専門家
- 3) 2) 項にいう地理的表示専門家チーム構成員の任期は5年間で、大臣によって任命・解任される。
- 4) 地理的表示専門家チームは、メンバーから選出された一人のリーダーによって主導される。
- 5) 上記1) 項にいう任務と機能を遂行するにあたって、地理的表示専門家チームは、専門性に基づいてメンバーとなった評価技術チームのサポートを受ける。

第 60 条

第 56 条～第 59 条に記載した、地理的表示の要件と手順に関する更なる詳細な規定、並びに地理的表示専門家メンバーの任命、組織構成、任務、機能の更なる明細な規定は大臣令によって定められる。

第三部

地理的表示保護期間と抹消

第 61 条

- 1) 地理的表示は、その商品に地理的表示保護が与えられる根拠となった、評判、品質、特性、が維持されている限り保護を受けることができる。
- 2) 地理的表示は次の場合抹消される：
- a. 1) 項に記載した規定を満たさなくなった
 - b. 第 56 条 1) a 項に記載した規定に違反した

第 62 条

- 1) 地理的表示専門家チームは、独自の主導権又は市民からの通報に基づき、登録された地理的表示の評判、品質、特質、に関する調査を行い、大臣に報告する。
- 2) 大臣が、地理的表示専門家チーム以外から 1) 項にいうような通報を受けた場合は、通報を受けた日付から起算して 30 日間以内に、地理的表示専門家チームに引き継ぐこと。
- 3) 2) 項にいう通報を受けた日付から起算して 6 カ月以内に、地理的表示専門家チームは調査を行い、調査結果に基づく査定、並びに必要な対処について大臣に報告する。
- 4) 調査結果に基づく査定により、地理的表示が第 61 条 2) 項にいうような抹消の規定を満たしていることが明らかな場合は、3) 項にいう調査結果に基づく査定を受領した日付から 30 日以内に、大臣は抹消を実施する。
- 5) 大臣により地理的表示抹消の決定が与えられた場合、その決定は書面によって、大臣から出願人又は代理人宛、又は代理人を通し当該地理的表示の使用者全員宛に、当該決定日から起算して 14 日間以内に通知される。
- 6) 当該決定は、5) 項にいう抹消の決定日から起算して 30 日以内に、地理的表示官報上で公告される。
- 7) 6) 項にいう公告には、地理的表示の抹消と、全ての地理的表示使用者に、使用権の終了が宣言されていること。
- 8) 5) 項にいう地理的表示抹消に対する不服申立ては、当該抹消の決定を受けた日付から起算して 3 カ月以内に、商事裁判所宛に提出することが出来る。

第四部

原産地表示

第 63 条

原産地の表示は商品/サービスの正しい出所を示す表示として、登録の義務や宣言を通さず保護され、取引に使用される。

第 64 条

原産地の表示は直接的に自然的要因に由来しない商品/サービスの出所の表示である。

第 65 条

第 63 条～第 64 条にいう原産地の表示に関する更に詳細な規定は大臣令により定められる。

第 X 章

侵害と訴訟

第一部

地理的表示権の侵害

第 66 条

地理的表示権の侵害には以下が含まれる。

- a. 直接又は間接的に、地理的表示説明文書の条件を満たしていない商品/製品に地理的表示を使用した；
- b. 直接又は間接的に、保護を受けている/受けていないひとつの商品/製品に対し、次の目的で地理的表示を使用した：
 1. 地理的表示により保護を受けている商品/製品と、品質が同等の商品/製品であることを示すため；
 2. その使用により利益を得るため；又は
 3. 地理的表示の評判から利益を得るため；
- c. 商品の地理的な出所に関して、公衆を欺くような地理的表示；
- d. 登録された使用者でない者による地理的表示の使用；
- e. 次の表示に、商品/製品の産地又は品質を偽装し、誤認させるような誤った使用；
 1. 包装やパッケージ；
 2. 広告上での説明；
 3. 当該商品/製品に関する文書上の記載；又は

4. パッケージ中の産地を誤認させるような情報。
- f. 当該商品/製品の産地の真実性について、公衆を惑わすようなその他の行為；

第二部

訴訟

第 67 条

- 1) 第 66 条にいう侵害については、訴訟を提起することが出来る。
- 2) 1) 項にいう訴訟を提起することが出来るのは；
 - a. 地理的表示の使用権を持つ各生産者；
 - b. 特定の地域の住民を代表し、そのための権限を与えられた機関。

第 68 条

- 1) 地理的表示として登録出願される前、又はその際、第 53 条 3) 項にいう規定に従った権限を持たない第三者によって、悪意なく使用されていた商標標章は地理的表示として登録された日付から起算して、2 年間はそのまま使用することが出来る。
- 2) 1) 項にいう標章が商標として登録されたら、当該商標が地理的表示として登録された日付から 2 年目以降に、大臣は、同じ種類の商品に当該商標の全て又は一部を使用した登録を取消し抹消する。
- 3) 2) 項にいう商標登録の取消し抹消については、商標の所有者又は代理人に、その理由を記した文書をもって通知する。
- 4) 2) 項にいう商標登録の取消しと抹消は、商標官報に記録され公告される。
- 5) 2) 項にいう商標登録の取消しと抹消により、同じ種類の商品の全て又は一部の当該商標の法的保護が終了する。
- 6) 2) 項にいう取消しと抹消に対する不服は、商事裁判所に提訴することが出来る。
- 7) 6) 項にいう商事裁判所の決定に対しては、最高裁判所に上告が可能である。

第 69 条

- 1) 地理的表示権所有者は、権限なく地理的表示を使用した者に対し、損害賠償及び使用の差止め並びに、地理的表示を権限なく使用したラベルの廃棄を求め、訴訟を起こすことが出来る。
- 2) 権利の侵害を受けた者の損害がさらに拡大することを防ぐため、裁判官は違反者に製造や複製の活動を差止めること、並びに権限なく使用された地理的表示ラベルの廃棄を命令することが出来る。

第 XI 章

地理的表示の育成と監視

第一部

育成

第 70 条

- 1) 地理的表示の育成は、それぞれの権限に従い、中央政府・地方政府によって行われる。
- 2) 1) 項にいう育成には次が含まれる：
 - a. 地理的表示出願要件を満たすための準備；
 - b. 地理的表示登録出願；
 - c. 地理的表示の活用と商品化；
 - d. 地理的表示保護の一般化と理解を広める；
 - e. 潜在的地理的表示商品の地図化と目録化；
 - f. トレーニングと指導
 - g. 監視、評価、教育；
 - h. 法的保護；
 - i. 地理的表示商品/製品の開発、加工、マーケティング

第二部

監視

第 71 条

- 1) 地理的表示の監視は、それぞれの権限に従って中央政府及び地方政府によって行われる。
- 2) 1) 項にいう監視は地域共同体によっても行うことが出来る。
- 3) 1) 項、2) 項、にいう監視の目的は：
 - a. 地理的表示発行の根拠となった評判、品質、特性の維持を保證すること；
 - b. 権限のない地理的表示の使用を防止すること；
- 4) 2) 項にいう監視の結果は、地理的表示所有者又は大臣に届けられる。
- 5) 1) 項～4) 項に記載した監視についての更に詳細な規定は、大臣令によって定められる。

第 XII 章

商標登録の抹消と取消

第一部

抹消

第 72 条

- 1) 登録商標の抹消は、当該商標所有者から大臣宛に申請することが出来る。
- 2) 1) 項にいう抹消の申請は、商標所有者自身により又は代理人を通し、一部又は全種類の商品・サービスについて申請することが出来る。
- 3) 1) 項にいう商標がライセンス契約に拘束されている場合は、ライセンシーが書面で承諾している場合に限り、抹消が可能である。
- 4) 3) 項にいう承諾は、ライセンス契約内においてライセンシーがそのような同意を要しないことを明示している場合に限り、不要である。
- 5) 1) 項にいう登録商標の抹消は、商標官報に記録され公告される。
- 6) 登録商標の抹消は、大臣の主導権に基づいて行うことが可能である。
- 7) 大臣の主導権に基づく登録商標の抹消は、次の場合に行われる；
 - a. 主要部又は全体が、地理的表示との類似性を持っていること；
 - b. 国家のイデオロギー、法律の規定、モラル、宗教、公序良俗に反している；又は

- c. 伝統的表現、無形文化財、又は伝統として受継がれている名前やロゴと、全体的に類似している。
- 8) 6) 項と 7) 項にいう抹消は、商標審判委員会の推薦状を得た後に行われる。
 - 9) 商標審判委員会は、大臣からの要請に基づき 8) 項にいう推薦状を与える。

第 73 条

- 1) 第 72 条 6) 項、7) 項にいう大臣の主導権による登録商標の抹消査定に不服がある商標所有者は、行政裁判所を介し提訴することが出来る。
- 2) 1) 項にいう行政裁判所の決定に不服である場合、最高裁判所に限り上告が可能である。

第 74 条

- 1) 登録商標の抹消は、関連する第三者によって、登録日又は最新の使用日から起算して継続 3 年間、商品/サービスの取引に使用されていないことを事由として、商事裁判所に提訴という形で求めることが出来る。
- 2) 1) 項にいう商標が使用されなかった事由が次のいずれかによる場合は適用されない。
 - a. 輸入禁止；
 - b. 当該商標を使用した商品取引許可に関する禁止、又は権威ある者による一時的な決定；
 - c. 政令によって定められたその他の禁止令
- 3) 1) 項にいう登録商標の抹消は、商標官報に記録され公告される。

第 75 条

第 74 条に記載した規定は必要な語句を置き換えて、団体商標登録の抹消にも適用される。

第二部

取消

第 76 条

- 1) 商標登録の取消訴訟は、第 20 条又は第 21 条にいう事由に基づき、関連当事者によって提訴することが出来る。
- 2) 登録されていない商標の所有者は、大臣宛に商標登録の出願を行った後、1) 項にいうような訴訟を提訴することが出来る。
- 3) 登録商標所有者に対する取消訴訟は、商事裁判所に提訴する。

第 77 条

- 1) 商標登録取消訴訟の提訴期間は、当該商標の登録日から起算して 5 年間以内である。
- 2) 悪意ある要素が感じられる商標、国家のイデオロギー、法律の規定、モラル、宗教、公序良俗に反する商標についての取消訴訟の提訴期間は無期限である。

第 78 条

- 1) 第 76 条 3) 項にいう商事裁判所の判決に対しては、上告が可能である。
- 2) 裁判所書記官は、訴訟当事者らにすぐにその決定を伝えること。

第 79 条

第 76 条にいう取消しに対する訴訟事由に関する規定は、必要な語句を置き換えて登録団体商標にも適用される。

第 XIII 章

商標と地理的表示の記録と情報の組織システム

第 80 条

この法律内に定められた、商標及び地理的表示の記録と情報の組織システムは、大臣によって実施される。

第 81 条

第 80 条にいう商標及び地理的表示の記録と情報の組織システムは、国内及び海外からのアクセスが可能な、電子/非電子手段を通して運営される。

第 XIV 章

手数料

第 82 条

- 1) この法律内において納入が義務とされる手数料については全て、政令により定められる。
- 2) 国庫に納められた手数料は、払い戻すことは出来ない。
- 3) 知的財産総局長は、大臣及び財務大臣の承認を得て 1) 項にいう手数料からの歳入を法律の規定に従い、使用することが出来る。

第 XV 章

紛争の解決

第一部

商標権侵害の訴訟

第 83 条

- 1) 登録商標の所有者又はライセンシーは、同じ種類の商品/サービスに、主要部又は全体が類似した商標を、権限なく使用した第三者に対して次のような形の訴訟を起こすことが出来る；
 - a. 損害賠償請求；及び
 - b. 当該商標の使用に関する全ての行為の差止め

- 2) 1) 項にいう訴訟は、判決に基づいた著名商標の所有者によって提起することが出来る。
- 3) 1) 項にいう訴訟は、商事裁判所に提起する。

第 84 条

- 1) 審理が進行中である間に、損害を拡大させないため、原告である商標の所有者/ライセンシーは、裁判官に、当該商標を権限なく使用した生産、供給、及び販売の差止めを請求することが出来る。
- 2) 被告が権限なく商標を使用した商品の引き渡しも求められた場合、裁判官の判決が確定し法的拘束力を有した後、裁判官は当該商品の引渡し又は商品の価額の支払いの履行を命じることが出来る。

第二部

商事裁判所への提訴手順

第 85 条

- 1) 第 30 条 3) 項、第 68 条、第 74 条、第 76 条にいう訴訟は、被告の住所若しくは居住地の管轄権を有する商事裁判所長に提訴する。
- 2) 但し、当事者のいずれかがインドネシア共和国領域外に住所を有する場合、当該訴訟は、ジャカルタの商事裁判所長に提訴すること。
- 3) 商事裁判所の書記官は、訴訟の受理日に当該訴訟を登録し、登録日付で書記官の署名のある受理書を発行する。
- 4) 書記官は登録日から遅くとも 2 日以内に、当該訴訟を商事裁判所長に届ける。
- 5) 商事裁判所長は、遅くとも登録日から 3 日間以内に 4) 項に記載した訴訟について検討し、第一回期日を決定するための裁判長を任命する。
- 6) 当事者らへの呼び出しは、登録日から 7 日間以内に裁判所事務官によって行われる。

- 7) 1) 項にいう訴訟判決のための審理は、当該訴訟の登録日から 90 日間以内に完了しなければならないが、最高裁判所長の承認があれば、最長 30 日間の延長が可能である。
- 8) 1) 項にいう訴訟に対する判決は、判決理由としての十分な法的検討を含み、一般公開の法廷で言い渡されること。
- 9) 8) 項にいう商事裁判所の判決内容は、判決の言い渡しから遅くとも 14 日間以内に、裁判所事務官によって当事者らに送達されること。

第 86 条

第 85 条にいう商標訴訟の条件と手順についての規定は、必要な語句を置き換えて地理的表示に関する訴訟の条件と手順についても適用される。

第三部

上告

第 87 条

第 85 条 8) 項にいう商事裁判所の判決に対しては上告のみが可能である。

第 88 条

- 1) 第 87 条にいう上告は、当該判決の当事者に対する言い渡し又は送達の日から 14 日間以内に、判決を下した裁判所の書記官に上告状を提出することによって行う。
- 2) 書記官は、当該上告状の受理日にこれを登録し、上告人には同じ日付で書記官の署名のある受理書を発行する。
- 3) 書記官は、2) 項にいう上告状について、上告が登録された日付から 7 日間以内に被上告人に伝える。
- 4) 上告人は、1) 項にいう上告登録がなされた日付から 14 日間以内に上告理由書を提出すること。
- 5) 書記官は、上告理由書を受領してから 2 日間以内に、上告理由書を被上告人に届ける。

- 6) 被上告人は、5) 項にいう上告理由書を受け取った日付から 14 日間以内に反論書を提出することができ、書記官は反論書の受理日から 7 日間以内にこれを上告人に届けること。
- 7) 書記官は、6) 項にいう期限を経過した後、7 日間以内に最高裁判所に、当該上告の事件記録を届ける。
- 8) 裁判官が上告状を受領してから 90 日以内に、審理を完了させ、判決が下されなければならない。
- 9) 8) 項にいう上告に対する判決には、その根拠である完全な法的検討が含まれ、公開の法廷で言い渡されなければならない。
- 10) 最高裁判所の書記官は、上告に対する判決の言い渡しから 7 日間以内に、判決内容を商事裁判所の書記官に届ける。
- 11) 商事裁判所の事務官は、判決を受領してから 2 日間以内に、判決の内容を上告人と被上告人宛に送達する。
- 12) 8) 項にいう判決に対する再審の法的救済は、法規の定めに基づき行われる。

第 89 条

商事裁判所の最終判決については、再審請求を行うことが出来る。

第 90 条

第 88 条にいう上告、及び第 89 条にいう再審請求についての規定は、必要な語句を置き換えて、地理的表示の訴訟についても適用される。

第四部

判決執行手順

第 91 条

- 1) 裁判所の判決に基づく取消しは、永久な法的効力を持つ公式判決書の写しを大臣が受取り、商標官報で公告された後に執行される。
- 2) 1) 項にいう取消の執行及び、第 72 条から第 75 条に述べた大臣による抹消の執行に関する更なる詳細な規定は政令により定められる。

第 92 条

- 1) 大臣による商標登録の取消又は抹消は、当該商標に斜線を引き、取消又は抹消の理由と日付を記録することによって実施される。
- 2) 1) 項にいう登録の取消又は抹消は、商標所有者又は代理人宛に、取消又は抹消の理由及び、削除された日付をもって当該商標証書は無効となったことを宣言した文書によって通達される。
- 3) 1) 項にいう登録商標の削除は、商標官報上で公告されること。

第五部

代替的紛争解決手段

第 93 条

第 83 条にいう訴訟による解決の他に、当事者らは交渉、仲裁、調停を含む紛争解決方法を適用することが出来る。

第 XVI 章

裁判所による仮処分

第 94 条

商標権を侵害された登録商標所有者は、十分な初期証拠に基づき、商事裁判所に対し次の仮処分書の発行を求めることが出来る；

- a. 商標権の侵害が疑われる商品の流通の差止め；
- b. 当該商標権侵害に関する証拠の保全；
- c. 証拠を保護し、侵害者による証拠隠滅を防ぐ；
- d. 損害の拡大を防ぐために、侵害を止めさせる。

第 95 条

仮処分申請は、商標権侵害が発生した場所の管轄権を有する商事裁判所宛に書面を通して行う。要件は次の通り。

- a. 商標権証明書の添付；
- b. 商標権侵害の発生に関する高い可能性を示す初期証拠の添付；
- c. 証明のために必要となる、要求、検索、収集及び保全される物品/書類についての明確な説明の添付；
- d. 仮処分決定に処される物品の価値と同等の現金又は銀行保証の提出；

第 96 条

- 1) 仮処分申請が、第 95 条にいう要件を満たしている場合、商事裁判所書記官はその仮処分申請を記録し 1 X24 時間以内に商事裁判所長に提出すること。
- 2) 1) 項にいう仮処分申請書が受理された日付から 2 日間以内に、商事裁判所長は仮処分申請書を審査する商事裁判所裁判官を任命する。
- 3) 2) 項にいう任命の日付から 2 日間以内に、商事裁判所裁判官は仮処分申請を認めるか、又は取下げるかを決定すること。
- 4) 仮処分申請が認められた場合、商事裁判官は仮処分決定書を発行する。
- 5) 4) 項にいう仮処分決定書は、1 X24 時間以内に仮処分決定の執行を受ける当事者に通知される。
- 6) 仮処分申請が取り下げられた場合、商事裁判官は理由を添えてそのことを仮処分申請人に通知する。

第 97 条

- 1) 商事裁判所は、第 96 条 4) 項にいう仮処分決定書を発行した後、商事裁判所はその発行日から 7 日間以内に仮処分を受ける当事者を呼出し意見陳述の機会を与える。
- 2) 仮処分決定を受けた当事者は、1) 項にいう呼出し状を受けた日付から 7 日以内に、反論書と証拠を提出することが出来る。

- 3) 仮処分決定書が発行された日付から 30 日間以内に、商事裁判官は仮処分の維持又は取消を決定する。
- 4) 仮処分が維持されると：
 - a. 払込済の保証金は申請人に返還される；
 - b. 申請人は、商標権侵害損害賠償訴訟を提起することが出来る；
 - c. 申請人は、商標侵害者をインドネシア共和国国家警察の捜査当局又は捜査官に通報することが出来る。
- 5) 裁判所により仮処分が取消しとなった場合、納付された保証金は直ちに、当該仮処分により被った被害の賠償として被申請者に引き渡される。

第 98 条

第 94 条～第 97 条に記載した仮処分に関する規定は、必要な語句を置き換えて地理的表示権についても適用される。

第 XVII 章

捜査

第 99 条

- 1) インドネシア共和国国家警察の捜査官の他に、商標分野の政務を執行する省環境内の特定の官吏を刑法に定められた文民捜査官として、商標分野の犯罪捜査を行うための特別な権限が与えられる。
- 2) 1) 項にいう捜査官は、次のような行為を行う権限を持つ：
 - a. 商標分野の犯罪行為があった証言又は情報の信憑性についての捜査を行うこと
 - b. 商標分野犯罪行為の容疑者に対する捜査
 - c. 商標分野犯罪行為の関係者に、情報及び証拠を求めること；
 - d. 商標分野の犯罪行為に関連する帳簿その他の記録の捜査；
 - e. 商標分野の犯罪行為に関連する証拠品、帳簿、記録、その他の書類が存在する疑いのある場所の家宅捜索を行う；

- f. 商標分野の犯罪行為についての裁判で証拠となりうる、不法な材料や物品の押収；
 - g. 商標分野の犯罪行為捜査の職務を遂行する目的で、専門家からの証言を求めること；
 - h. 商標分野の犯罪者の逮捕、拘留、指名手配、犯行を防ぐために関連する機関の支援を求めることが出来る；そして
 - i. 商標分野の犯罪行為の十分な証拠が得られない場合は捜査を止める；
- 3) 捜査の実施によって、文民捜査官は捜査円滑化のためインドネシア共和国国家警察の捜査官に支援を求めることが出来る。
 - 4) 文民捜査官は捜査開始を検事宛に通知し、インドネシア共和国国家警察の捜査官にその写しを送る。
 - 5) 文民捜査官によって行われた捜査結果は、インドネシア国家警察捜査官を通して検事宛に報告される。

第 XVIII 章

刑罰

第 100 条

- 1) 他者の登録商標と全体的に類似する商標を、所有者の許諾を得ずに同類の商品/サービスの生産/取引のために使用した者は全て、最長 5 年以下の懲役もしくは、2,000,000,000 (二十億)ルピア以下の罰金が科せられる。
- 2) 他者の登録商標と要部の類似する商標を、所有者の許諾を得ずに同類の商品/サービスの生産/取引のために使用した者は全て、最長 4 年以下の懲役もしくは、2,000,000,000(二十億)ルピア以下の罰金が科せられる。
- 3) 1) 項、2) 項、にいう規定に違反し、その商品の種類が健康の損害、環境への損害をもたらした、或いは死亡者が出た場合、その者には最長10.年以下の懲役もしくは、5,000,000,000(五十億)ルピアの罰金が科せられる。

第 101 条

- 1) 他者が所有する地理的表示と全体的に類似する表示を、所有者の許諾を得ずに、登録されている商品/サービスと同類の商品/サービスに使用した者は全て、最長 4 年以下の懲役もしくは、2,000,000,000 (二十億)ルピア以下の罰金が科せられる。
- 2) 他者が所有する地理的表示と要部の類似する表示を、所有者の許諾を得ずに、登録されている商品/サービスと同類の商品/サービスに使用した者は全て、最長 4 年以下の懲役もしくは、2,000,000,000(二十億)ルピア以下の罰金が科せられる。
- 3) 1) 項、2) 項、にいう規定に違反し、その商品の種類が健康の損害、環境への損害をもたらした或いは死亡者が出た場合、その者には最長10.年以下の懲役もしくは、5,000,000,000(五十億)ルピアの罰金が科せられる。

第 102 条

第 100 条及び第 101 条にいうような犯罪行為の結果であると分かる、又は疑わしい商品/サービスを取引した者にはそれぞれ、1 年以下の懲役もしくは 200,000,000(二億)ルピア以下の罰金が科せられる。

第 103 条

第 100 条から第 102 条にいう犯罪行為は、親告罪の形をとる。

第 XIX 章

経過規定

第 104 条

- 1) 商標法 2001 年第 15 号に基づき提出された申請で、本法律の発効日において未だプロセス途上にあるものについては、この法律に基づいて完了させること。
- 2) 商標法 2001 年第 15 号に基づき登録された商標で、本法律の施行日において有効期間中であるものについては、本法律に従い、残りの存続期間も継続して有効である。

第 105 条

本法の発効時に係争中の商標裁判は、確定判決が下されるまで、引き続き商標法 2001 年第 15 条に基づき手続きが行われる。

第 XX 章

終章

第 106 条

本法の発効時、商標法 2001 年第 15 号（インドネシア共和国官報 2001 年第 110 号、官報追記 4131 号）を実施する規程として定められた条項は全て、本法の規定に反するものでない限り継続して有効である。

第 107 条

本法の発効により、商標法 2001 年第 15 号（インドネシア共和国官報 2001 年第 110 号、官報追記 4131 号）は取消され、失効する。

第 108 条

本法を実施する規程は、本法が施行されてから 2 年間以内に定められること。

第 109 条

本法は、制定日をもって発効する。

本法の制定が一般に認知されるよう、インドネシア共和国官報への掲載を命
じる。

ジャカルタにて公布

2016年11月25日

インドネシア共和国大統領

署名

ジョコ ウィドド

2016年11月25日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国法務人権大臣

署名

ヤソンナ H ラオリイ